

2014年3月20日

JCVS 小動物外科専門医研修に関するQ&A (version 1)

【研修について】

Q：研修要件11の英文論文で2編以上とあるのですが、2編とも筆頭著者の英文の原著論文でなければならないのですか？

A：いずれも筆頭著者である必要があります。英文論文については、原著だけでなく、短報や症例報告も認められます。すなわち、少なくとも1編は原著、短報もしくは症例報告の筆頭著者の英文論文が必要です。それ以外に、英文論文1編もしくは和文論文2編が必要です。それらはいずれも筆頭著者であれば、原著、短報、症例報告の別は問いません（平成26年度小動物外科専門医制度・冊子11頁参照）。

Q：研修要件4の手術経験数について、どの症例が受理されているのかを知るにはどうすればよいのでしょうか？

A：各年度のレジデントによる年間報告書の提出（2月末締切）後に、受理症例数をお知らせしています（3月末までに）。不受理の症例については、その時にお知らせいたします。

Q：手術の第1術者の定義を教えてください。

A：第1術者とは、手術の重要な部分を実施する者を指します。ただし、その重要な部分の実施を指導専門医が行ったとしても、レジデントが第1術者として実施可能となるように直接指導することができたと指導専門医が認めれば、第1術者としての執刀数に加えることができます（平成26年度小動物外科専門医制度・冊子8-9頁参照）。

Q：3年間の研修期間内にすべての研修が終了しない場合には、延長はできますか？

A：研修の延長ができます。研修期間の延長は最大3年間まで可能で、合計6年間まで研修を継続することができます。ただし、研修要件11（論文作成）についてのみ、6年間の研修期間内に終了しない場合、指導専門医の申し出により資格審査委員会が認めれば、さらに1年間の延長ができます。

Q：研修要件 4 の手術経験数について、臓器毎の手術数は規定された担当数以上でなければならないのですか？

A：手術経験は、3 年間以上で 400 件以上を担当する必要があります。ただし、臓器毎の手術数は 10%までの増減を認め、他の手術に置き換えることができます（平成 26 年度小動物外科専門医制度・冊子 9 頁参照）。

Q：現在の研修施設では整形外科症例が少なく、この分野の手術経験数が不足しています。他の施設での研修はできますか？

A：ある基幹施設で研修を受けているレジデントが、すべての分野において十分な手術経験ができない場合は、他の研修認定施設と協力して研修を実施することをお勧めします。原則として、本協会の専門医のいる認定研修施設であれば、基幹もしくは関連施設に関わらず、どこでも研修を受けることができます。

Q：手術記録の個人情報に関してはどのように取り扱えばよろしいでしょうか？

A：個人情報は消さないで提出してください。理想的には個人情報を消すのが妥当だとは思いますが、各症例の具体的な実施状況を把握する上で必要な場合もあります。もちろん、個人情報の取扱には十分に注意いたします。

Q：要件12-3)の地方研究会を含む学会等のセミナーや教育講演を 2 回以上することとありますが、臨床系の勉強会的セミナーについては認められるのでしょうか？

A：会合やセミナーの内容によって異なりますので、抄録等関連資料を提出して頂ければ、審査委員会の方で判断いたします。

Q：研修終了の定義は？

A：『基本的に受験資格取得をもって研修終了とする』ということになります。

Q：現在、1 名の指導専門医は 2 名のレジデントを指導することができますが、新たにレジデントを受け入れられるための条件を教えてください。

A：指導専門医はレジデントが研修プログラムの要件 4（必要な手術研修）を修了した段階で、新たなレジデントを受け入れることができます（平成 26 年度小動物外科専門医制度・冊子 7 頁参照）。

【研修施設、研修プログラムについて】

Q：研修施設、研修プログラムの再認定について教えてください。

A：5年毎に再認定をすることになります。平成21年度に認定された場合には、平成25年度中に再認定のための申請をして、平成26年度から新たな体制で研修を始めることができます（平成26年度小動物外科専門医制度・冊子表紙の次頁の注意事項参照）。

Q：大学等において専門医資格はないけれども、外科の特定分野では専門医相当の経験と技量を持っている場合、レジデントの教育に参加できますか？

A：「手術の直接監督者の資格認定」制度がありますので、申請をして認定されれば、特定分野の手術においてはレジデントを直接監督することができます。ただし、最終的な責任者は指導専門医となりますので、指導専門医の元で研修に参加する形となります（本協会ホームページ参照）。

【専門医試験について】

Q：専門医試験の受験資格の充足の期限はいつまでですか？

A：原則として研修要件のすべてが2月末（もしくは年度報告書提出日）までに満たされれば、5月の専門医試験を受験することができます。

Q：専門医試験は「症例」、「実地」、「学術」の3部門からなっていますが、合格するまで何度でも受験できますか？

A：何度でも受験できます。1回目に合格した部門については2回目受験時には免除され、不合格部門のみ受験します。4年以内に受験する3回目の受験までに3部門すべての筆記試験に合格できなかった場合は、次年度の受験は初回受験と同じように新たに3部門すべてを受験していただくこととなります（平成26年度小動物外科専門医制度・冊子55頁参照）。

【その他】

Q：別枠受験資格認定制度は平成22年度から平成26年度までの5年間の特例とされていますが、延長はありませんか？

A：期限を設けず、当面の間の特例として継続します。研修免除受験資格制度が廃止されたこともあり、外科の臨床経験が豊富で、レジデント研修が受けられない獣医師は積極的にこの制度を活用してください（平成26年度小動物外科専門医制度・冊子13頁参照）。

Q：会員の更更新手続について教えてください。

A：平成24年度から5年毎の更更新制度が開始されていますので、最も早い更更新者は平成28年度に更更新認定を受けて、平成29年度から第二期継続となります。更更新書類、手続の方法等については、協会事務局からご案内いたします（本協会ホームページ参照）。